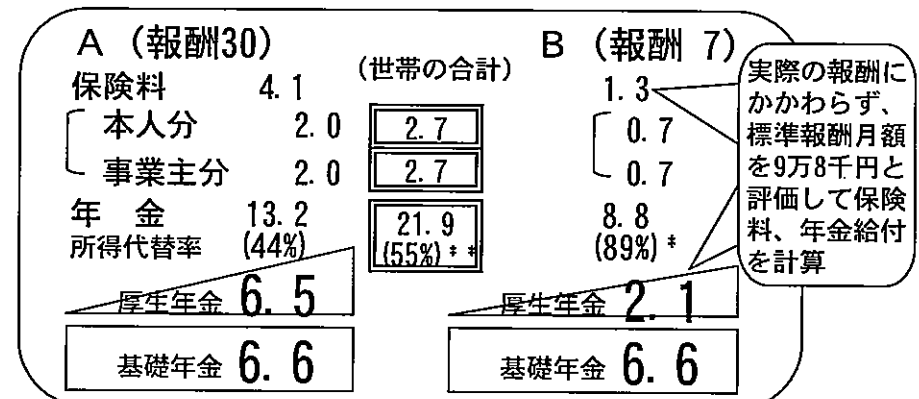
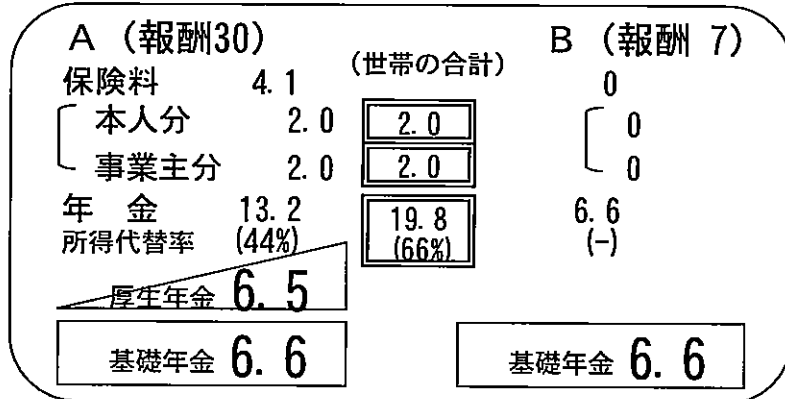


# (資料6) A 標準報酬下限維持案

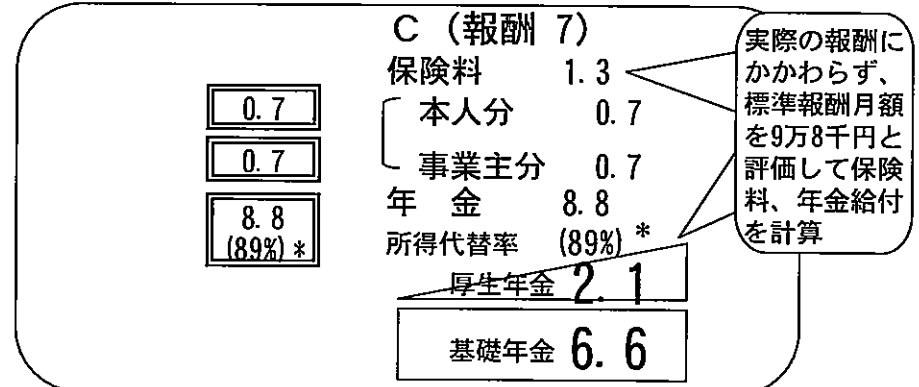
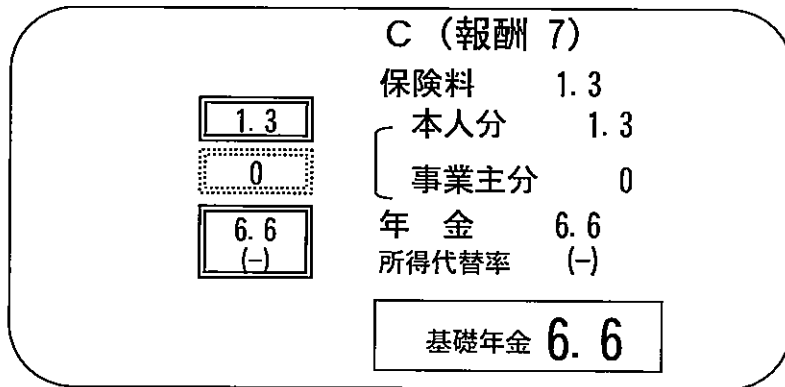
〈考え方〉

○単純に現行の標準報酬制度の枠組みを短時間労働者にも適用し、保険料負担や年金給付を行う。

○短時間労働者が第3号被保険者である場合 (単位: 万円)



○短時間労働者が第1号被保険者である場合 (単位: 万円)



注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をB、第1号被保険者である者をCとし、Bの配偶者をAとする。

注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額7万円(現在の標準報酬月額の下限(9万8千円)と法定最低賃金で週20時間就労した場合(5万円)との中間の金額)の者を想定している。

\* ) 9万8千円に対する所得代替率は89%、7万円に対する所得代替率は125%

\*\* ) 39万8千円に対する所得代替率は55%、37万円に対する所得代替率は59%

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。

〈論点(例)〉

○短時間労働者は比較的低賃金の者が多く、現行の標準報酬下限(98,000円)を下回る賃金の者も多く存在すると考えられるが、そのような者を一律に98,000円で評価して保険料負担や年金給付を行うことについてどう考えるか。

## (2) B 標準報酬下限引下げ×給付維持案

- 短時間労働者の収入（賃金）に見合った保険料負担とするために、標準報酬の下限を引き下げ、かつ、現行の給付体系を維持する（年金給付を減額しない）案。（資料7）
  
- この案では、短時間労働者の収入（賃金）（負担能力）に応じた負担を求め、かつ、現行の給付体系が維持される一方で、
  - ・ 第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回ることがありえるが、一方で、基礎年金満額に加えて報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか、

といった論点がある。

- このような論点をふまえると、賃金に応じた保険料が国民年金保険料を下回る差額分について、被保険者や事業主から追加負担を求めることも考えられる。

※ 現在の標準報酬の下限に対する保険料は  $98,000 \times 13.58\% = 13,308$  円であり、国民年金保険料にほぼ等しくなる。

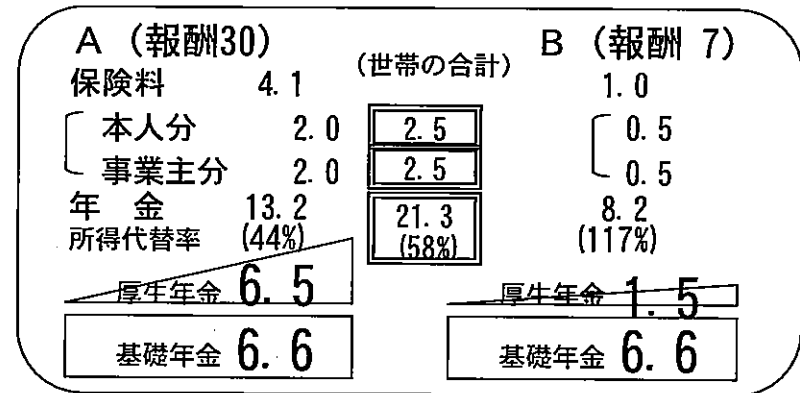
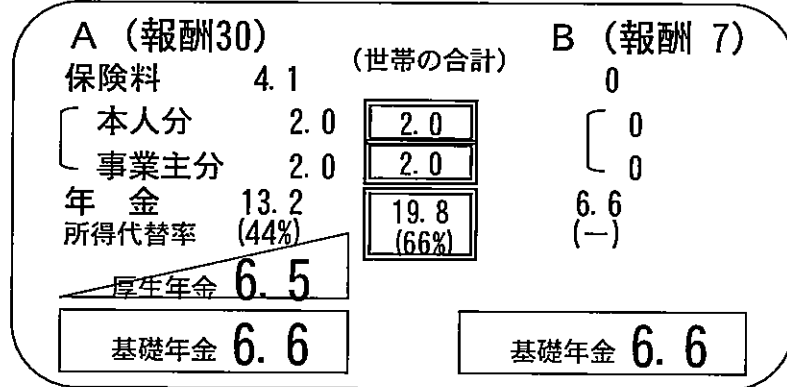
- この案では、現行の厚生年金の適用基準を満たしているが、賃金は現行の標準報酬の下限（98,000円）を下回る者（現行は、標準報酬98,000円として評価）についても、引き下げられた標準報酬を適用することとなると考えられる。

(資料7) B 標準報酬下限引下げ×給付維持案

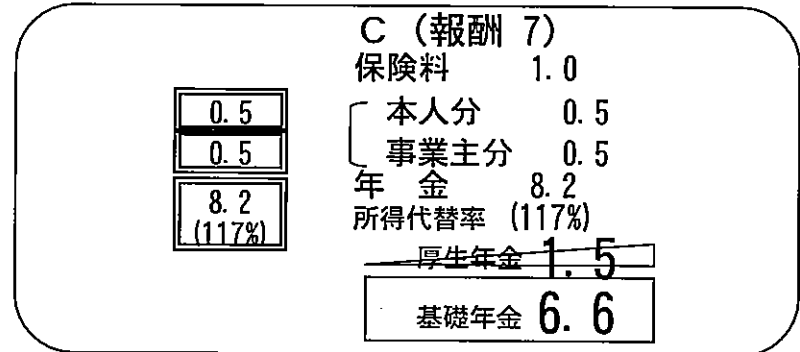
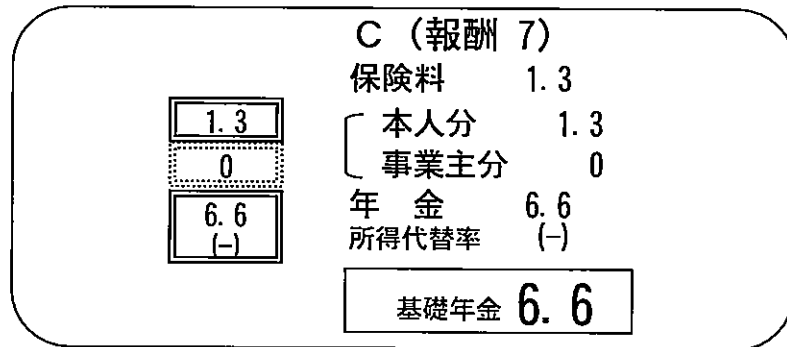
〈考え方〉

- 短時間労働者の収入（賃金）に見合った保険料負担とするために、標準報酬の下限を引き下げ、かつ、現行の給付体系を維持する（年金給付を減額しない）。

○短時間労働者が第3号被保険者である場合（単位：万円）



○短時間労働者が第1号被保険者である場合（単位：万円）



注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をB、第1号被保険者である者をCとし、Bの配偶者をAとする。

注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額7万円（現在の標準報酬月額の下限(9万8千円)と法定最低賃金で週20時間就労した場合(5万円)との中間の金額)の者を想定している。

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。

〈論点(例)〉

- 第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回ることがありえるが、一方で、基礎年金満額に加えて報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか。
- 賃金に応じた保険料が国民年金保険料を下回る差額分について、被保険者や事業主から追加負担を求めることも考えられる。
- 現行の厚生年金の適用基準を満たしているが、賃金は現行の標準報酬の下限(98,000円)を下回る者(現行は、標準報酬98,000円として評価)についても、引き下げられた標準報酬を適用することとなると考えられる。

### (3) C 標準報酬下限引下げ×給付調整案

- 一定の基準を下回る所定労働時間（例えば適用事業所における通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満や、週の所定労働時間30時間未満など）で就労し、かつ現行の標準報酬の下限（98,000円）を下回る賃金を得ている短時間労働者については、通常の被保険者と区別して、現行の下限を下回る別個の標準報酬区分を設け、その標準報酬を適用して保険料負担を求め、年金給付もそれに応じたものとする案
  
- この場合、以下の理由から、別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者の配偶者は第3号被保険者とならないこととすることが妥当であると考えられる。
  - ・ 別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者については、その者の配偶者がその者の賃金で扶養されていることを想定して制度を考えることは適当ではないと考えられる。

例えば、現行制度の下では短時間労働者の配偶者が自営業者である場合、その配偶者の所得が低いために被扶養者認定基準を満たし、当該配偶者が第3号被保険者となることが考えられるが、この場合、短時間労働者のみの保険料で、本人の基礎年金、報酬比例年金に加えて配偶者の基礎年金も支給されることとなる。

※ 被扶養者認定基準の「収入」の計算上、事業所得等については必要経費控除後の額を用いている。

※※このようなケースは、現在の第1号被保険者から新たに短時間労働者として厚生年金の適用を受ける場合について生じる。

- したがって、別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者については、その配偶者は、第3号被保険者ではなく、第1号被保険者とすることが妥当である。
  
- この案の場合、通常第2号被保険者とは異なる給付と負担の体系が適用される集団を新たに設けることとなるが、これらの短時間労働者にどのような負担を求め、それに対応する給付設計をどうするか。(C-1案, C-2案, C-3案)

### C-1 本人給付維持案

- 一定の基準を下回る所定労働時間で就労し、かつ現在の標準報酬の下限を下回る賃金を得ている短時間労働者の配偶者は第3号被保険者としな<sup>い</sup>こととした上で、当該短時間労働者本人の給付は、基礎年金満額に加えて現行の標準報酬の下限を下回るものとして設定した別個の標準報酬区分に応じた給付を行う案（資料8（標準報酬月額7万円の場合）、資料9（標準報酬月額5万円の場合））
  
- この案については、
  - ・ 第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回るが、一方で、基礎年金満額に新たに報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか
  
  - ・ この案で別個の標準報酬区分の適用を受ける者の給付について考えると、この者の配偶者は第3号被保険者とならないが、本人自身の給付は、基礎年金満額に報酬比例年金が上乘せされる結果、所得代替率は標準報酬月額7万円に対し117%（5万円の場合155%）となる。このことについて、現行制度で標準報酬の下限で適用される者の個人で見た場合の給付（98,000円に対する所得代替率は89%）との均衡からみてどのように考えるか

といった論点がある。

(資料8) C-1 本人給付維持案<短時間労働者の報酬7万円のケース>

<考え方>

○一定の基準を下回る所定労働時間で就労し、かつ現在の標準報酬の下限を下回る賃金を得ている短時間労働者の配偶者は第3号被保険者としな  
こととした上で、当該短時間労働者本人の給付は、基礎年金満額に加えて現行の標準報酬の下限を下回るものとして設定した別個の標準報酬区分に応じ  
た給付を行う。

○短時間労働者が第3号被保険者である場合 (単位:万円)

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬7)	
保険料	4.1			0	
〔本人分	2.0	2.0		0	
事業主分	2.0	2.0		0	
年金	13.2	19.8		6.6	
所得代替率	(44%)	(66%)		(-)	
厚生年金	6.5				
基礎年金	6.6			6.6	

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬7)	
保険料	4.1			1.0	
〔本人分	2.0	2.5		0.5	
事業主分	2.0	2.5		0.5	
年金	13.2	21.3		8.2	
所得代替率	(44%)	(58%)		(117%)	
厚生年金	6.5			1.5	
基礎年金	6.6			6.6	

○短時間労働者が第1号被保険者である場合 (単位:万円)

D (自営業)* (1号)		(世帯の合計)		C (報酬7) (1号)	
保険料	1.3			1.3	
〔本人分	1.3	2.7		1.3	
事業主分	0	0		0	
年金	6.6	13.3		6.6	
所得代替率	(-)	(-)		(-)	
基礎年金	6.6			6.6	

D (自営業)* (1号)		(世帯の合計)		C (報酬7) (2号)	
保険料	1.3			1.0	
〔本人分	1.3	1.8		0.5	
事業主分	0	0.5		0.5	
年金	6.6	14.8		8.2	
所得代替率	(-)	(-)		(117%)	
厚生年金				1.5	
基礎年金	6.6			6.6	

第3号被保険者ではなく、第1号被保険者とする

現行制度の標準報酬の下限(9万8千円)で適用される単身者の所得代替率は89%

注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をBとし、Bの配偶者をAとする。

新たに適用される短時間労働者で、現在、第1号被保険者である者をCとし、Cの配偶者をDとし、Dは年収130万円未満の自営業者とする。

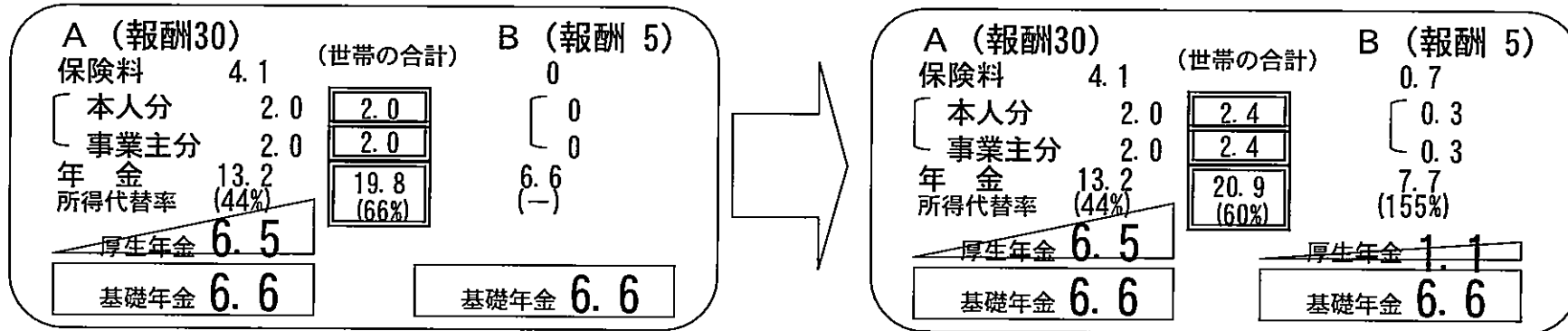
注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額7万円(現在の標準報酬月額下限(9万8千円)と法定最低賃金で週20時間就労した場合(5万円)と中間の金額)の者を想定している。

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。

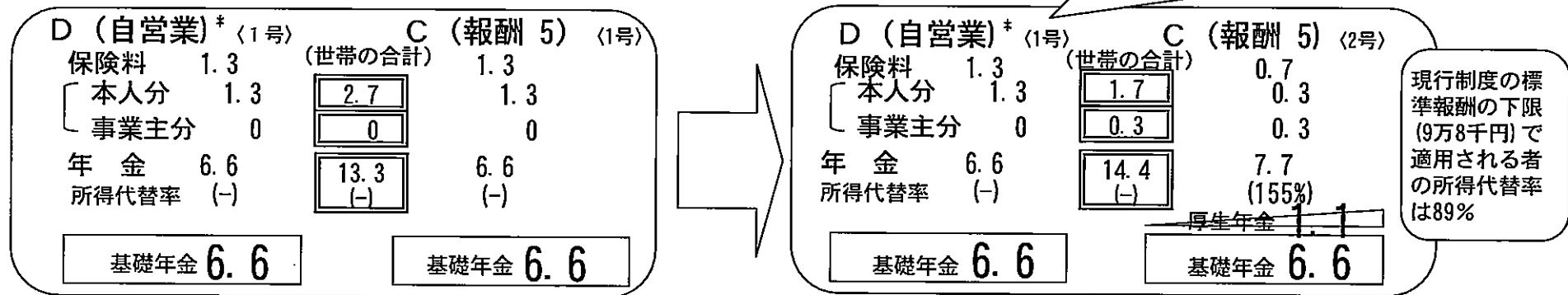
<論点(例)>

- 第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回るが、一方で、基礎年金満額に新たに報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか。
- 特に単身者については、現行の標準報酬の下限を下回るものとして設定した個別の標準報酬区分に基づく保険料負担のみで、基礎年金満額に加えて減額されない報酬比例年金も受給できることについて、どう考えるか。
- 現行制度で標準報酬の下限で適用される者の個人で見た場合の給付(所得代替率は89%)との均衡についてどのように考えるか。

○短時間労働者が第3号被保険者であった場合 (単位:万円)



○短時間労働者が第1号被保険者であった場合 (単位:万円)



注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をBとし、Bの配偶者をAとする。

新たに適用される短時間労働者で、現在、第1号被保険者である者をCとし、Cの配偶者をDとし、Dは年収130万円未満の自営業者とする。

注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額5万円(法定最低賃金で週20時間就労した場合)の者を想定している。

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。





## C-2 報酬比例部分減額案

- C-1案は、一定の基準を下回る所定労働時間で就労し、かつ現在の標準報酬の下限を下回る賃金を得ている短時間労働者について別個の標準報酬区分を適用するものであり、基礎年金満額に報酬比例年金が上乗せされるため、所得代替率が117%（又は155%）となるが、現行制度で標準報酬の下限で適用される者の給付（所得代替率は89%）との均衡をどう考えるか。
  
- このような論点をふまえると、別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者について、報酬比例部分の年金をC-1案から減額する案が考えられる。（資料10）
  
- この案については、
  - ・ 現行の給付体系を変更し、同じ厚生年金制度に加入している者に対する所得比例年金の考え方に差を設けることについてどのように考えるか
  
  - ・ 他方、第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回るが、一方で、基礎年金満額に新たに報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか

といった論点がある。

(資料10) C-2 報酬比例部分減額案

〈考え方〉

○ 別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者について、報酬比例部分の年金を減額する。

○ 短時間労働者が第3号被保険者である場合 (単位: 万円)

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬 7)	
保険料	4.1			0	
〔本人分	2.0	2.0		0	
〔事業主分	2.0	2.0		0	
年金	13.2	19.8		6.6	
所得代替率	(44%)	(66%)		(-)	
厚生年金	6.5				
基礎年金	6.6			6.6	

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬 7)	
保険料	4.1			1.0	
〔本人分	2.0	2.5		0.5	
〔事業主分	2.0	2.5		0.5	
年金	13.2	20.6		7.4	
所得代替率	(44%)	(56%)		(106%)	
厚生年金	6.5			<del>0.8*</del>	
基礎年金	6.6			6.6	

○ 短時間労働者が第1号被保険者である場合 (単位: 万円)

D (自営業)* (1号)		(世帯の合計)		C (報酬 7) (1号)	
保険料	1.3			1.3	
〔本人分	1.3	2.7		1.3	
〔事業主分	0	0		0	
年金	6.6	13.3		6.6	
所得代替率	(-)	(-)		(-)	
基礎年金	6.6			6.6	

第3号被保険者ではなく、第1号被保険者とする

D (自営業)* (1号)		(世帯の合計)		C (報酬 7) (2号)	
保険料	1.3			1.0	
〔本人分	1.3	1.8		0.5	
〔事業主分	0	0.5		0.5	
年金	6.6	14.0		7.4	
所得代替率	(-)	(-)		(106%)	
厚生年金				<del>0.8*</del>	
基礎年金	6.6			6.6	

注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をBとし、Bの配偶者をAとする。

新たに適用される短時間労働者で、現在、第1号被保険者である者をCとし、Cの配偶者をDとし、Dは年収130万円未満の自営業者とする。

注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額7万円 (現在の標準報酬月額の下限 (9万8千円) と法定最低賃金で週20時間就労した場合 (5万円) との中間の金額) の者を想定している。

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。

注4) 短時間労働者にかかる厚生年金の給付乗率は2.741/1,000で計算している。

〈論点(例)〉

○ 現行の給付体系を変更し、同じ厚生年金制度に加入している者に対する所得比例年金の考え方に差を設けることについてどのように考えるか。

○ 第1号被保険者である者が短時間就労して厚生年金の適用を受けることとなった場合、保険料負担が従前支払っていた国民年金保険料よりも下回るが、一方で、基礎年金満額に新たに報酬比例年金も受給することとなることについて、どう考えるか。

### C-3 基礎年金減額案

- 一定基準以下の所定労働時間で、かつ、現在の標準報酬の下限を下回る賃金の短時間労働者について、別個の標準報酬区分を適用し、国民年金の保険料の半額免除者の取扱いと同様の考え方から、当該短時間労働者について納められる保険料が国民年金保険料に不足する分だけ、基礎年金を減額する案（資料11）
  
- この場合、不足する保険料分を追加で負担した場合には、それに応じて基礎年金を増額することが考えられる。
  
- この案については、
  - ・ 追加保険料負担をしない限り基礎年金が減額されることについて、どう考えるか、
  
  - ・ 短時間労働者を国民年金の保険料半額免除者の取扱いと同様の扱いにすることについて、どう考えるか、また、そのように基礎年金にかかる負担を課さないことを原則とすることについて、どう考えるか、
  
  - ・ 国民年金の半額免除者の取扱いと同様に考えると、基礎年金拠出金単価を算定する際の拠出金算定対象者数の算定においても、基礎年金の減額に応じて拠出金算定対象者数を低く算定することとなると考えられ、結果として基礎年金拠出金単価が高くなるが、このことについてどう考えるか、
  
  - ・ 短時間労働者について、このような任意の追加納付をしない限り基礎年金を減額することとした場合、第3号被保険者の見直しについても同様の考え方をとるかどうか、

といった論点がある。

(資料11) C-3 基礎年金減額案

〈考え方〉

- 別個の標準報酬区分の適用を受ける短時間労働者について、国民年金の保険料の半額免除者の取扱いと同様の考え方から、当該短時間労働者について納められる保険料が国民年金保険料に不足する分だけ基礎年金を減額。
- 不足する保険料分を追加で負担した場合には、それに応じて基礎年金を増額することが考えられる。

○短時間労働者が第3号被保険者であった場合 (単位: 万円)

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬 7)	
保険料	4.1				0
本人分	2.0	2.0			0
事業主分	2.0	2.0			0
年金	13.2	19.8			6.6
所得代替率	(44%)	(66%)			(-)
厚生年金	6.5				
基礎年金	6.6				6.6

A (報酬30)		(世帯の合計)		B (報酬 7)	
保険料	4.1				1.0
本人分	2.0	2.5			0.5
事業主分	2.0	2.5			0.5
年金	13.2	20.4			7.2
所得代替率	(44%)	(55%)			(103%)
厚生年金	6.5				1.5
基礎年金	6.6				5.7注4

○短時間労働者が第1号被保険者であった場合 (単位: 万円)

D (自営業)* <1号>		(世帯の合計)		C (報酬 7) <1号>	
保険料	1.3				1.3
本人分	1.3	2.7			1.3
事業主分	0	0			0
年金	6.6	13.3			6.6
所得代替率	(-)	(-)			(-)
基礎年金	6.6				6.6

第3号被保険者ではなく、第1号被保険者とする

D (自営業)* <1号>		(世帯の合計)		C (報酬 7) <2号>	
保険料	1.3				1.0
本人分	1.3	1.8			0.5
事業主分	0	0.5			0.5
年金	6.6	13.9			7.2
所得代替率	(-)	(-)			(103%)
厚生年金					1.5
基礎年金	6.6				5.7注4

基礎年金満額に足りない部分は任意の追加納付を可能にする

注1) 新たに適用される短時間労働者で、現在、第3号被保険者である者をBとし、Bの配偶者をAとする。

新たに適用される短時間労働者で、現在、第1号被保険者である者をCとし、Cの配偶者をDとし、Dは年収130万円未満の自営業者とする。

注2) 短時間労働者のモデルケースとして報酬月額7万円 (現在の標準報酬月額の下限 (9万8千円) と法定最低賃金で週20時間就労した場合 (5万円) との中間の金額) の者を想定している。

注3) 年金額は、加入期間40年として計算している。 注4) 5万7千円 = (1/2 (国庫負担) + (1/2 × 短時間労働者が納める厚生年金保険料額 / 国民年金保険料額)) 相当

〈論点 (例)〉

- 追加保険料負担をしない限り基礎年金が減額されることについて、どう考えるか。
- 短時間労働者を国民年金の保険料半額免除者の取扱いと同様の扱いにすることについて、どう考えるか、また、そのように基礎年金にかかる負担を課さないことを原則とすることについて、どう考えるか。
- 国民年金の半額免除者の取扱いと同様に考えるとすると、基礎年金拠出金単価を算定する際の拠出金算定対象者数の算定においても、基礎年金の減額に応じて拠出金算定対象者数を低く算定することとなると考えられ、結果として基礎年金拠出金単価が高くなるが、このことについてどう考えるか。
- 短時間労働者について、このような任意の追加納付をしない限り基礎年金を減額することとした場合、第3号被保険者の見直しについても同様の考え方をとるかどうか。

#### (4) 短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行う場合の給付と負担の在り方に係る論点（例）

##### 〈短時間労働者に対する給付水準〉

- 被用者自身の年金保障の充実を前提とした上で、短時間労働者である被保険者及び事業主の給付と負担の在り方について、どのように考えるか。

##### 〈第1号被保険者、第3号被保険者との給付と負担の在り方の均衡〉

- 新たに厚生年金の適用を受ける者と第1号被保険者・第3号被保険者との給付と負担の在り方の均衡について、どのように考えるか。

##### 〈年金財政への影響〉

- 年金財政に対する影響については、ここで挙げた短時間労働者への厚生年金の適用拡大を行う場合の給付と負担の在り方のほか、適用拡大の範囲、今後の労働力や賃金の見通しなど、どのような前提条件の下で試算するかによって大きく結果が異なりうるものであり、今後詳細に検討を行うこととなるが、定性的には以下のように考えられる。
- まず、長期的には、現在第3号被保険者である短時間労働者が厚生年金の適用を受けることについては、賃金は一般労働者に比べて低いものの、これらの者に対する基礎年金の給付を賄う費用が新たに生じないため、厚生年金財政上は、適用拡大はプラスの要素となる。一方、現在第1号被保険者である短時間労働

者が厚生年金の適用を受けることについては、厚生年金においてこれらの者に係る基礎年金拠出金負担が新たに生じるが、短時間労働者の賃金は通常、一般の労働者に比べて低いため、基礎年金拠出金に係る短時間労働者の保険料負担は小さいものとなり、結果として厚生年金財政上は、適用拡大はマイナスの要素となる。

- なお、短・中期的には、保険料収入の増加が年金給付の増加に先行するため、年金財政的には、当面の収支に貢献する。
  
- 長期的に見たプラスの要素とマイナスの要素は、今後の賃金動向等の諸前提や給付と負担の設計の仕方等にも左右されるものの、基本的には相殺しあう面があるが、いずれにしても、年金財政への影響については、具体的な前提条件を設定した上で、今後十分な検証が必要である。